

田村市請負工事成績評定要領の運用基準

(評定の対象)

第1条関係

1 1件の請負金額が500万円未満の工事及び解体工事及び維持修繕工事における除草等の簡易な工事（下記に該当する工事）については、評定の対象より除外する。

- (1) 築物・構造物の解体、撤去のみの解体工事
- (2) 道路・河川・水路等の浚渫及び除草、清掃工事
- (3) 数箇所をまとめた軽微な維持補修工事
- (4) 緊急、災害時などの応急的な復旧工事

(評定者)

第4条関係

1 第2評定者（当該工事担当課長）は、技術職の課長補佐・係長等と協議して評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条関係

1 第2評定者（当該工事担当課長）は、工事経過把握及び監督員の指導、管理等のため、第1評定者（監督員）の評価内容を確認、点検を行った上、評価するものとする。

2 第3評定者（検査員）は、最終的に完了した工事を引き取るための責任ある立場であることを認識し、出来ばえ等の評価においては、第三者の見地から慎重な検査により評価するものとする。

3 工事成績評定表等とは次のものをいう。

- ・工事成績評定表（様式第1号）
- ・考査項目別集計表（様式第2号）
- ・考査項目別評定表（様式第3号）
- ・工事成績評定の考査項目別運用表（別紙）

4 検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

(評定の修正)

第9条関係

1 修正する必要があると認められる場合とは、評定通知後、住民からの苦情・紛争等及び検査員が検査時において気づかなかった事項（引き取り後の構造物・構築物の破損等手抜き工事の発覚、工事が起因と思われる構造物・構築物等への影響等）が明らかになった場合であり、また修正する必要があると認められる期間は、原則として「田村市工事請負契約約款」（平成17年田村市告示第12号）第41条第2項に規定しているかし担保期間の範囲内とする。

2 修正の是非の判断は、当該工事担当課長と当該工事担当部長が協議の上決定するものとする。

3 契約権者は、前項の修正が必要と決定された場合は、遅滞なくその結果を、理由書（任意様式）を添付の上、当該工事の請負者に通知するものとする。